

# 1. 計画相談の制度

## (1) 計画相談の制度

相談支援や計画相談については、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されています。

### 相談支援

根拠法	障害者総合支援法
内容	「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。 (障害者総合支援法第五条第 16 項)

### 基本相談支援

根拠法	障害者総合支援法
内容	「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整 (サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するものを除く。) その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。 (障害者総合支援法第五条第 17 項)

### 【参考】

基本相談支援について 障害者総合支援法施行規則の抜粋

第六条の十一 法第五条第十七項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス

事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

### 計画相談支援

根拠法	障害者総合支援法
計画の名称	サービス等利用計画
計画を作成すること	サービス利用支援
モニタリングを行うこと	継続サービス利用支援
計画を作成する事業者	指定特定相談支援事業者

### サービス利用支援

対象	障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者 (移動支援など地域生活支援事業のみ申請を除く。)
内容	次の支援のいずれも行う。 ①障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 ②支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。（障害者総合支援法第五条第20項）

### 継続サービス利用支援

対象	指定特定相談事業者が提供したサービス利用支援により「サービス等利用計画」が作成された支給決定障害者又は地域相談支援給付決定障害者
内容	支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

内容	<p>①「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。</p> <p>②新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者に対し、当該申請の勧奨を行う。 (障害者総合支援法第五条第 21 項)</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 【参考】

障害福祉サービスについて 障害者総合支援法の抜粋

#### 第五条

第 1 項 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、・・・(以下省略)

### 地域相談支援

地域移行支援	
対象	<p>次の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の障害者みなしの者も対象</p> <p>②精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者 ※申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象</p> <p>③救護施設又は更生施設に入所している障害者</p> <p>④刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 ※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。</p>

対象	⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
内容	障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、 <u>住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</u> (障害者総合支援法第五条第 18 項)

地域定着支援	
対象	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ②居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者。なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。 ※共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。 ※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。
内容	居宅において単身等で生活する障害者につき、 <u>常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。</u> (障害者総合支援法第五条第 19 項)

### 障害児相談支援

根拠法	児童福祉法
計画の名称	障害児支援利用計画
計画を作成すること	障害児支援利用援助
モニタリングを行うこと	継続障害児支援利用援助
計画を作成する事業者	指定障害児相談支援事業者

障害児支援利用援助	
対象	通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者
内容	<p>次の援助のいずれも行う。</p> <p>①通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の<u>心身の状況</u>、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「<u>障害児支援利用計画案</u>」を作成する。</p> <p>②通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者等との<u>連絡調整等の便宜</u>を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「<u>障害児支援利用計画</u>」を作成する。</p> <p>(児童福祉法第六条の二の二第7項)</p>

継続障害児支援利用援助	
対象	指定障害児相談支援事業者が提供した障害児支援利用援助により「 <u>障害児支援利用計画</u> 」が作成された通所給付決定保護者
内容	<p>通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内において、当該者に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障害児通所支援の<u>利用状況</u>を検証し、その結果及び<u>心身の状況</u>、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「<u>障害児支援利用計画</u>」の<u>見直し</u>を行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。</p> <p>①「<u>障害児支援利用計画</u>」を変更するとともに、関係者との<u>連絡調整等</u>を行う。</p> <p>②新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る<u>申請の勧奨</u>を行う。</p> <p>(児童福祉法第六条の二の二第8項)</p>

## コラム

### 児童の移動支援と放課後等デイサービス

両親が就労していて、中学校への通学のための移動支援が月 23 時間で支給決定されました。登校時は、通学のための移動支援、下校時は、学校から放課後等デイサービスへ通常の移動支援を利用します。

相談を進めるなかで、放課後等デイサービスは、区内で送迎をしてくれる事業所を利用することで、通学のための移動支援の利用を減らし、その分を社会参加のための移動支援に振り向けました。

## (2) 利用するサービスと計画相談

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	—
	地域生活支援事業のみ	—	
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	
障害児	障害福祉サービスのみ	○	—
	障害児通所支援のみ	—	○
	地域生活支援事業のみ	—	—
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	—	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	—
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	—	○

移動支援や日中ショートステイなどの地域生活支援事業のみ利用する場合は、計画相談は必要なく、計画相談の報酬請求には該当しません。

## (3) セルフプランについて

サービス等利用計画等は相談支援事業者による作成が基本ですが、希望する場合には、ご本人やご家族、支援者が作成することもできます。これをセルフプランといいます。

セルフプランの様式は、世田谷区のホームページに掲載しており、区保健福祉課は、適切な内容となるよう支援を行います。セルフプランは本人自ら作成する計画のため、相談支援事業者に依頼した場合に行われるサービス事業者との調整や定期的な計画見直し（モニタリング）はありません。

### ◆セルフプランの有効期間について

現在利用しているサービスの支給決定期間内で有効と考えられています。利用中のサービスを継続する際には、相談支援事業者の利用について検討したうえで、本人意向を確認し、

あらためてセルフプランを提出してもらうことになります。利用者本人がセルフプランを作成する場合、本人意向を確認するためのセルフプラン提出文を区保健福祉課に提出します。

#### 【参考】

「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」  
(平成26年2月27日付 厚生労働省・地域生活支援推進室事務連絡) から抜粋

## 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

地域において計画相談支援を進めるに当たっては、都道府県、市区町村及び事業者が計画相談支援の必要性について認識を共有し、利用者に対しても分かりやすく説明することが重要である。参考までに、社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）における記載事項を整理すると、次のとおりである。

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

～ 中略 ～

## いわゆる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

### (1) 基本的考え方

障害者総合支援法第22条第5項や児童福祉法第21条の5の7第5項では、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるものとされている。

この「セルフプラン」自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものである。一方、一部の市区町村では、計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないまま安易に「セルフプラン」を提出させるよう誘導しているとの指摘もなされているものと承知している。



については、各市区町村が「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項を下記に示すので、ご参照いただき、専門的な知見のもとで適切なサービス等利用計画等が作成される体制を進めていただきたい。

(以下省略。セルフプランを受け付けるに当たっての留意事項については、この冊子に記載していません。)

## コラム

### 疲れのみえる家族への支援

子どもの場合、家族（主に母）との結びつきが強く、家族の気持ちに余裕がない場合は、子どもにも情緒の不安定さが見られることが多くなります。家庭内の不安定さは、提出物の遅れや、連絡の取りづらさ等に表れることもあり、そのままにしておけば、子どもの不安定さから、さらに家族も不安定になり、という負のスパイラルに陥ることもあります。

そんなときには、ちょっとした工夫が効果的なことがあります。例えば、利用するサービス事業所が複数ある場合には、ひと目で確認できる予定表を作成するお手伝いをしたり、事業所への連絡を代わりに行ってみるなど、小さなテコ入れがあるだけで、家族やお子さんの様子に変化がみられることもあります。

子どもの支援に軸足を置きつつも、家族も支えていくという視点が必要です。